

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全従業員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年6月1日から令和5年5月31日までの2年間

### 2. 目標と取組内容

目標 (職業生活と家庭生活との両立に関する目標)

年次有給休暇の取得率を40%以上とする

#### 取組み内容

令和3年7月 有給休暇使用推奨期間を定め有給取得を促す

令和4年3月 年次有給休暇の計画的付与に関する協定書を締結  
計画有給日を社内通知し、従業員に周知